

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

● ● ● ● ● ● ●

墨田区長

審査請求人が平成31年3月23日付けで提起した区政情報の部分公開決定処分を取り消し、公開請求をした区政情報の公開を求める審査請求について、墨田区行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

## 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成31年3月5日付けで処分庁に対し、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、「平成30年8月10日付け30墨総総第673号の照会書」及び「上記照会に対する公開決定等に係る意見書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 処分庁は、本件公開請求に対して、「平成30年8月10日付け30墨総総第673号の意見照会書」及び「平成30年8月23日付け公開決定等に係る意見書」（以下「本件意見書」という。）を特定した。そして、公開できない部分及びその理由を以下のとおりとして部分公開を決定し、平成31年3月20日付けで区政情報部分公開決定通知書（30墨総総第1690号。以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。

(1) 弁護士（以下「本件弁護士」という。）の印影

事業を営む個人の印影は、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造され、当該事業を営む個人の利益の得喪等に係る書類の作成に悪用されるおそれがあるため（条例第6条第3号）

(2) 公開決定に対する意思欄の記載及び公開決定に反対する場合の理由欄の記載（以下「本件情報」という。）

事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第6条第3号）

3 審査請求人は、当該部分公開決定（以下「本件処分」という。）を不服とし、本件処分を取り消し、非公開とされた区政情報のうち、本件情報の公開を求める審査請求書を平成31年3月23日付けで郵送し、同月25日に当庁に到達した。

4 当庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、令和元年5月24日付けで弁明書の写しを添えて墨田区行政不服審査会に諮問した。

5 その後、当庁は、令和2年2月25日付けで同審査会の答申を得て、同年3月3日付けで審理手を終結した。

## 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成３１年３月２３日付け）及び反論書（令和元年５月２６日付け）において、次のとおり本件処分を取り消すよう求めている。

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が平成３１年３月２０日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、本件情報を公開するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、公にすることにより、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、本件情報を非公開とする処分を行った。

しかし、公開決定に対する意見及び理由は、弁護士業務とは全く関係がないのであるから、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれることはない。

むしろ、公正で民主的な区政の運営、適正な財政支出等を区民が知る権利を保障するため、区の諸活動に関し区民に説明する責務を全うするため、公開は必要である。

イ 処分庁は、弁明書において、「しかし、意見欄等には、本件弁護士の公開決定に対する明確な意思が記載されており」と記載した。

〇〇区では、本件弁護士との電話でのやり取りにおいて聴取した「請求人が不当な懲戒請求等をする不法行為者であるから、契約金額を公開すべきではない」という意見を同区の弁明書に記載しており、同様なことが、本件意見書に記載されているはずである。処分庁の弁明書に「本件弁護士の今後の委任契約の業務等に支障を来す等、本件弁護士に関する権利利益が侵害されるだけでなく、本件弁護士と他の者との信頼関係を損ねるおそれがある」とあるが、本件意見書は審査請求人を誹謗中傷し名誉・信用を傷つけるものであり、間違っても本件弁護士の権利利益が侵害されるものでない。

２ 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和元年５月１６日付け）において、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

(1) 本件に係る法令等の定め

条例第６条本文は、「実施機関は、・・・公開請求（・・・）があったときは、当該公開請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（・・・）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（・・・）に対し、当該区政情報を公開しなければならない」と、同条第３号は、「法人（・・・）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

判例では、条例第６条第３号と同趣旨を定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第５条第２号イについて、「個別具体的な記載文言等から当該法人等の権利が具体的にどのように害される蓋然性があるかが明らかにされなければならないとすることは、結果的に当該行政文書の開示を要求するということに等しく、不開示情報を定めた情報公開法の趣旨に反することは明らかである。そうすると、・・・当該情報が、どのような法人等に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、当該法人等の権利利益等を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当である」（東京地裁平成１６年１２月２４日判決）とし、また、「法人やそれが属する業界の多種、多様な種類、業態、性格、商圈その他の諸要素を勘案し、当該法人について問題となる利益の内容、性質をも考慮した上、それに応じて、当該法人の権利の保護の必要性

の内容、程度等の諸事情を検討して行う必要がある」（名古屋地裁平成18年10月5日判決）としており、条例第6条第3号においても同様に解することが相当である。

## (2) 本件処分の検討

### ア 条例第6条第3号の該当性について

- (ア) 本件通知書には、本件意見書のうち本件情報について、公開することができない部分として記載するとともに、その理由として、「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第6条第3号）」と記載した。
- (イ) 本件意見書は、条例第14条第1項で「実施機関は、公開請求に係る区政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、第三者に対し、公開請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、理由を付記した意見書（・・・）を提出する機会を与えることができる。」と規定していることに基づき、処分庁が本件弁護士に提出を求めたものであり、本件情報には、公開決定等に対する本件弁護士の意見が記載されている。
- (ウ) この点、審査請求人は、「公開決定に対する意見及び理由は、弁護士業務とは全く関係がないのであるから、当該事業を営む個人に関する今後の委任契約の業務に支障を来すなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれることはない。」と主張する。しかし、本件情報には、本件弁護士の公開決定に対する明確な意思が記載されており、当該内容を公にすることにより、本件弁護士の今後の委任契約の業務等に支障を来す等、本件弁護士に関する権利利益が侵害されるだけでなく、本件弁護士と他の者との信頼関係を損ねるおそれがある。

また、他者との信頼関係に基づき業務を遂行することも少なくない弁護士という職業の性格等からも、当該内容を公にしないことによる本件弁護士の権利保護の必要性、程度等は、非常に高いと考えられる。

よって、審査請求人の上記主張には、理由がない。

- (エ) また、東京都の答申（平成２６年１２月１１日答申第７０３号）でも、実施機関が特定の法人から提出を受けた「開示決定等に係る意見書」に係る具体的意見内容について、東京都情報公開条例第７条第３号に掲げる非開示情報に該当するとし、当該内容を非開示とする決定を妥当と判断しており、このことは上記(ウ)の考え方を補強するものである。
- (オ) 次に、審査請求人は、「公正で民主的な区政の運営、適正な財政支出等を区民が知る権利を保障するため、区の諸活動に関し区民に説明する責務を全うするため、公開は必要である。」と主張する。
- (カ) この点、処分庁は、上記(ウ)のとおり、本件情報の記載内容が条例第６条第３号に掲げる非公開情報に該当するとして公にはしていないものの、それ以外の部分については、適切に公開している。よって、処分庁は、本件公開請求に対して適切に説明責任を果たしているため、審査請求人のかかる主張は、失当である。
- (キ) したがって、本件情報は、条例第６条第３号に該当する。

#### イ 条例第６条第６号の該当性について

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張を補足している。

- (ア) 条例第１４条第１項の規定に基づく意見照会手続において提出される意見には、種々のものがあるところ、情報公開制度の下では、その意見の内容が公にされるとすると、今後、区が同種の事例において意見照会等を行った際に、本件弁護士をはじめとする第三者が意見を述べることに消極的になり、当該第三者から率直な意見を受けられなくなる等、処分庁の今後の情報公開事務の円滑かつ公平な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

- (イ) したがって、本件情報は、条例第6条第6号に該当するとも考えられる。

## 理 由

1 本件処分について処分庁は、条例第6条第3号を理由に本件情報を非公開と決定したが、弁明書において、条例第6条第6号にも該当するとして非公開理由の追加を行った。そこで、以下、処分庁が非公開の理由とするこれらの非公開情報の該当性について検討する。

2 条例第6条第6号の該当性について

(1) 条例第6条第6号は、「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」については、これを非公開情報とする旨定める。

(2) 本件意見書は、本件弁護士と墨田区との間の委任契約書などの公開請求について、その是非を判断するために、処分庁が条例第14条第1項に基づく意見照会手続により、第三者（区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの）である本件弁護士から提出を受けたものである。したがって、本件意見書に記載された本件情報は、公開請求手続の事務を行う実施機関たる処分庁が、公開請求の判断をするために取得した情報であり、処分庁が行う事務に関する情報である。

(3) また、本件情報を見分すると、その記載内容は、公開決定に反対するか否かを記載する欄と反対する場合にその理由を記載する欄からなり、両欄には、一体として委任契約書などの公開の是非について、本件弁護士の率直な意見が記載されており、本件弁護士は、これが一般に公開されることを予定して記載したものととは考えられない。このような情報が公になると、本件弁護士を含めた第三者が意見表明することに萎縮的效果を与え、今後第三者から率直な意見を受けられなくなるなど、処分庁が行う区政情報の公開事務の適正な遂行に支障

を及ぼすものと認められる。よって、本件情報は、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

### 3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和２年３月２７日

墨田区長      山      本      亨